

入学料免除・減額、徴収猶予制度について

(学部入学者及び編入学者:日本人学生用)

日本人学生の学部入学者及び編入学者を対象とした、入学料免除・減額、徴収猶予制度のご案内です。

いずれの制度に申請する場合も、入学手続き時は入学料を納入せず、必要書類を文京キャンパスの学生は入試課、松岡キャンパスの学生は松岡キャンパス学務課へ提出してください。申請の詳細は、「申請手続きの流れ」をご確認ください。

なお、研究生及び科目等履修生、選考結果が判明するまでに退学願又は休学願を提出した方は、選考の対象外です。

1. 高等教育の修学支援新制度(国の制度)

世帯収入などの要件を満たす方を対象に、「入学料・授業料の免除または減額(以下、入学料等の減免)」+「給付奨学金の支給」の2つセットで、学びを支援する国の制度です。修学支援新制度による支援を受けるためには、まずは、日本学生支援機構の給付奨学金に申請し、奨学生として採用される必要があります。採用された給付奨学金の支援区分(入学月の支援区分)により、入学料等の減免額が決定されます。

◇ 令和7年度からの主な改正(支援対象の拡充)

多子世帯(生計維持者の扶養する子どもの数が3人以上)の学生は、所得制限なく入学料等の減免対象となりました。支援区分は、Ⅰ～Ⅲ、Ⅰ(多子)～Ⅳ(多子)、多子があります。

※多子世帯への支援については、収入基準はありませんが、資産基準(3億円未満)の条件があります。

◇ 申請パターン(いずれかに該当します)

入学手続き時に必要な手続きや、給付奨学金の申込み方法は、申請パターンにより異なります。詳しくは、「申請手続きの流れ」をご確認ください。

申請パターン	対象となる方
予約採用候補者	高校の予約採用で日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者となった方
在学採用申請者	大学入学後に日本学生支援機構給付奨学金へ申し込む方(事前に下記の進学資金シミュレーターでの確認を推奨します)
編入継続者	編入学前の学校において日本学生支援機構給付奨学生であった方

◇ 事前確認・詳細リンク

- 進学資金シミュレーター(JASSO):<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>
※ 収入基準に該当するかのおおよその確認ができます。結果が対象外であっても給付奨学金への申請は可能です。



【シミュレーター】

- 給付奨学金案内(JASSO)

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

※ 制度の詳細は、日本学生支援機構の給付奨学金案内を確認してください。



【奨学金案内】

2. 大学独自の入学料免除制度(被災学生向け)

入学前1年以内において、入学する者又は学資負担者が、日本国内で地震・風水害により被害を受け、入学料の納入が著しく困難である方が申請できる大学独自の免除制度(入学料の全額又は一部)です。

◇ 特徴

- ・ **原則併願:** 本制度に申請される方は、原則として「1.修学支援新制度」へも申請してください。1 の修学支援新制度にてⅡ区分(2/3 減免)に認定され、本制度で全額免除に認定された場合は、1 の修学支援新制度にて 2/3 減免、本制度で残りの 1/3 免除(結果として全額免除)となります。
- ・ **単独申請も可能:** 1の修学支援新制度の対象とならない場合(3浪以上の多浪生、収入基準・資産基準を超える等)は、本制度へのみ申請することも可能です。
- ・ **徴収猶予の併願:** 本制度に申請する場合、「3.徴収猶予制度」も自動的に併願となります。一部免除となった場合は、入学月から 6 ヶ月を超えない範囲で一定期間、残りの入学料の徴収が猶予されます。

◇ 備考

- ・ 既に入学金を納入している方は選考対象外です。
- ・ 予算や家計及び学力基準により、全ての申請を許可できるものではありません。

3. 大学独自の入学料徴収猶予制度

下記のいずれかに該当する場合、本人の申請に基づき、入学月から6ヶ月を超えない範囲で一定期間、入学料の徴収を猶予する制度です。

- ・ 経済的理由により、納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- ・ 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(学資負担者)が死亡した場合
- ・ 入学前1年以内において、入学する者又は学資負担者が日本国内で風水害等の災害を受けた場合
- ・ 学長が相当と認める理由がある場合(学資負担者失職{自己都合退職、定年退職を除く})

◇ 1や2の制度との関係

「1.修学支援新制度」や「2.入学料免除制度(被災学生向け)」に申請を行う場合、その審査結果が通知されるまでの間は、入学料の納入が猶予されます。そのため、本制度の主な対象者は以下の通りです。

- ・ 1・2の制度に申し込む予定はないが、納入期限までに納入が困難な方
- ・ 1・2の結果通知時期を超えて、さらに長い期間の猶予を希望される方 等

◇ 備考

- ・ 既に入学金を納入している方は選考対象外です。
- ・ 「免除」ではないため、許可された場合でも、猶予期限までに納入する必要があります。
- ・ 家計及び学力基準により、全ての申請を許可できるものではありません。